

■ 税逃れ対策 全国にPIT

真相深層

国税当局が国内外に多額の資産を持つ富裕層の税逃れを監視する体制を強化している。今夏から富裕層調査を担うプロジェクトチーム(富裕層PIT)を全国に配置し、人員も約4倍に増やした。

「2万人超いる」

富裕層PITは2014年、東京、大阪、名古屋の3国税局に設置された。ノウハウを蓄積し17年夏から全国12の国税局・事務所を拡大。メンバーは約200人で、国税庁内に司令塔役として「国際課税企画官」のポストも新設された。

国税、富裕層に厳しい目

17年6月の富裕層への調査は4188件あり、約441億円の申告漏れが見つかった。国の借金が1千兆円を超え「取れるところから取る」という姿勢がうかがえる。

国税当局の富裕層の基準とは。関係者によると、数年前の基準は「経常所得の合計金額1億円以上」「相続(遺贈)財産5億円以上」など。

国税庁の申告所得税課本調査によると、所得1億円超は約1万7千人で、高額財産を相続した人ら

国税当局による富裕層の主な選考基準

- (1) 有価証券の年間配当4000万円以上
- (2) 所有株式800万株(口)以上
- (3) 貸金の貸付元本1億円以上
- (4) 貸家などの不動産所得1億円以上
- (5) 所得合計額が1億円以上
- (6) 譲渡所得および山林所得の収入金額10億円以上
- (7) 取得資産4億円以上
- (8) 相続などの取得財産5億円以上
- (9) 非上場株式の譲渡収入10億円以上、または上場株式の譲渡所得1億円以上かつ45歳以上の者
- (10) 継続的または大口の海外取引がある者、または(1)～(9)の該当者で海外取引がある者

(注)取材に基づいて作成

海外口座情報すぐ入手

による租税回避に厳しい目が向けられる中、厳正な課税処理を行った」と記載があった。

関係者によると、この事業者は電子機器会社の創業者親族による贈与税約1500億円の申告漏れ。創業者は、電子機器会社の筆頭株主である資産管理会社(非上場)の

の新社主約権付社債(転換社債)などを利用した出資で、資産管理会社傘下を持つ新会社(非上場)を設立し、新会社株

を親族に贈与した。当局は非上場の新会社株の評価が実態とかけ離れていると判断し、約300億円を追徴した。

贈与税を減らす節税策は「抜け穴」とされてきたが、今後は封じられる見通しになった。

節税目的で移住

国際的な租税回避への対応では、東京国税局の表彰事案に「意図的な租税回避を把握」とする相談が毎月2件ほど

(川瀬智浄)